様式第17（第37条第4項関係）
第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等（a）（千円）	想定需要量（b）（千㎥）	平均単価（a／b）（円／㎥）	想定料金収入（千円）

第2表

選択的託送供給約款料金種別一覧表

選択的託送供給約款料金の名称	料金の内容	（設定・変更の別）	実施期日	備考

様式第18（第38条関係）
第1表

収支等予測表

付加的託送供給約款の名称							
費用回収年数							
回収年	付加的託送供給約款料金による需要量（千㎥）	調定件数（件）	収入（千円）	費用（千円）	差額（千円）	事業運営の効率化効果
1年目（　年　月～　年　月）						
2年目（　年　月～　年　月）						
3年目（　年　月～　年　月）						
4年目（　年　月～　年　月）						
5年目（　年　月～　年　月）						

第2表

付加的託送供給約款料金種別一覧表

付加的託送供給約款料金の名称	料金の内容	（設定・変更の別）	実施期日	備考

（注）料金の内容は、対象となる需要及び当該料金の特徴を記載すること。

様式第19（第40条関係）

特定ガス導管事業者が定める算定方法一覧表

算定規則の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（平成二十八年経済産業省令第九十八号。）は廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の日からガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号。以下「託送収支規則」という。）第八条第一項及び第二項の規定による最初の公表の日までの間にあっては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前のガス事業託送供給収支計算規則	託送収支規則
当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）	当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額

第十条第一項及び第三十三条第一項	第十条第三項
当期内部留保相当額	当期内部留保相当額の範囲内を上回らない額